

## 社会福祉法人 可愛会 行動計画

職員が仕事と子育ての両立を図ることを目的に、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和年9年3月31日までの3年間

2. 内容

**目標1：**育児・介護休業法（法人の育児・介護休業等に関する規程）に基づく育児休業（出生時育児休業を含む）、子の看護休暇、育児短時間勤務等について、法人及び事業所の会議・研修会等を通じて周知・啓発する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 法令（法人の規程）改正（拡充）を含め、制度の概要及び育児休業給付等の諸制度の周知を行う。

**目標2：**配偶者の出産特別有給休暇3日、子の看護休暇（有給）、育児休業（出生時育児休業を含む）の男性職員の取得を推進する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 配偶者に出産予定のある男性職員には、個別に諸制度の説明を行う。